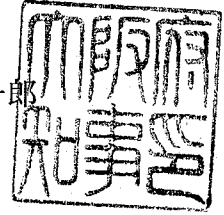


建審第1379号
平成28年6月27日

大阪府環境審議会長 様

大阪府知事 松井 一郎



建築物の環境配慮のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

地球温暖化を防止することは人類共通の課題であり、2015年にパリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、気候変動に関する「パリ協定」が採択され、各国で地球規模で様々な取り組みが進められることになり、我が国は温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26%削減する目標を掲げています。

本府においては、2015年3月に「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減する目標を掲げ、温室効果ガス排出削減の取り組みを総合的・計画的に推進しているところです。

また、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」で、地球温暖化対策の柱となる、事業活動における温室効果ガスの排出抑制並びに新築・増改築時の建築物の環境配慮などを規定しており、2015年4月からは国に先駆け、大規模建築物の新築・増改築時には省エネルギー性能について適合することを義務化する等、取り組みの促進を図っています。

今般、建築物については、国は、2015年7月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を公布し、より一層の二酸化炭素排出量を削減しようとしています。

そのため、大阪府における本条例による今後の建築物の環境配慮のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。